

《 参 考 》

参考－１	水防下部組織所管区域一覧表	163
参考－２	防災行政用全国マイクロ回線系統図	164
参考－３	富山県防災行政無線系統図	165
参考－４	消防無線系統図	169
参考－５	富山地方気象台が発表する水防活動に必要な予報・警報	170
参考－６	富山県水防協議会条例	172
参考－７	富山県水防協議会委員等名簿	173
参考－８	一般県民の協力事項	174
参考－９	ダム操作規則（洪水調節関係抜粋）	175
参考－１０	ダム・水門等一覧表	187
参考－１１	水 防 法	191
参考－１２	気象業務法（抄）	210
参考－１３	水防関係機関連絡先一覧表	214
参考－１４	インターネットによる河川に関する情報	218

参考－１

水防下部組織所管区域一覧表

１ 土木センター

(1) 条例所管区域 ※（ ）は県行政組織規則による。

名 称	位 置	所 管 区 域
富山県新川土木センター (入善土木事務所)	魚 津 市 (下新川郡入善町)	魚津市 滑川市 黒部市 下新川郡 (黒部市 下新川郡)
富山県富山土木センター (立山土木事務所)	富 山 市 (中新川郡立山町)	富山市 中新川郡 (富山市 (旧中新川郡水橋町の区域に限る。) 中新川郡)
富山県高岡土木センター (氷見土木事務所) (小矢部土木事務所)	高 岡 市 (氷見市) (小矢部市)	高岡市 氷見市 小矢部市 射水市 (氷見市) (小矢部市)
富山県砺波土木センター	南 砺 市	砺波市 南砺市

(2) 告示所管区域

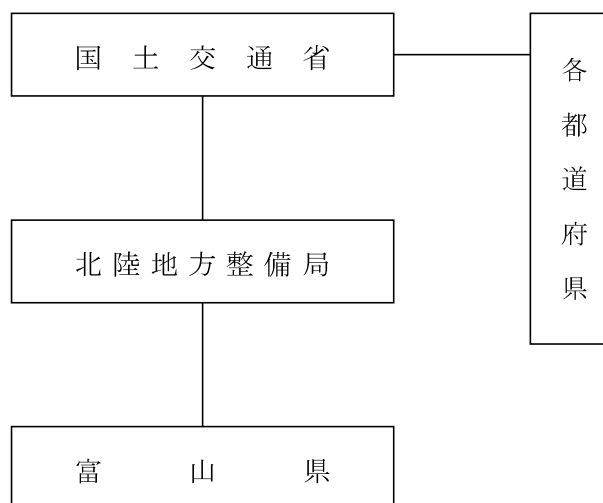
所管センター	区 域	所管でなくなる センター
富山県新川土木 センター (１・３…入善 土木事務所)	１ 富山市のうち、１級河川黒部川、針ノ木谷川及び東沢谷川 ２ 中新川郡上市町のうち、２級河川郷川の山見橋の下流及びこの区域を横架する橋りょう ３ 中新川郡立山町のうち、１級河川黒部川、剣沢川、棒小屋沢川、西沢小沢川、御前沢川、針ノ木谷川及び御山谷川	富山県富山土木 センター
富山県富山土木 センター	滑川市のうち、２級河川上市川及び同川を横過する橋りょう並びに２級河川郷川の左岸の区域(河川敷を除く。)並びに一般県道富山滑川魚津線及び一般県道辻滑川線の旧上市川河川敷の区域	富山県新川土木 センター
	射水市のうち、一般県道八町大門線の本江地内の区域	富山県高岡土木 センター
	砺波市のうち、主要地方道砺波細入線の清水大橋	富山県砺波土木 センター
富山県高岡土木 センター (２…小矢部土 木事務所)	富山市のうち、一般県道小杉吉谷線の射水市青井谷地内七通橋から北側の区域	富山県富山土木 センター
	１ 砺波市のうち、１級河川小矢部川水系岸渡川の江波地内の区域 ２ 南砺市のうち、主要地方道小矢部福光線	富山県砺波土木 センター
富山県砺波土木 センター	１ 小矢部市のうち、１級河川小矢部川の１級河川旅川との合流点から上流及びこの区域を横過する橋りょう並びに主要地方道福光福岡線の細橋 ２ 高岡市福岡町のうち、主要地方道富山戸出小矢部線の福岡町矢部地内の区域	富山県高岡土木 センター

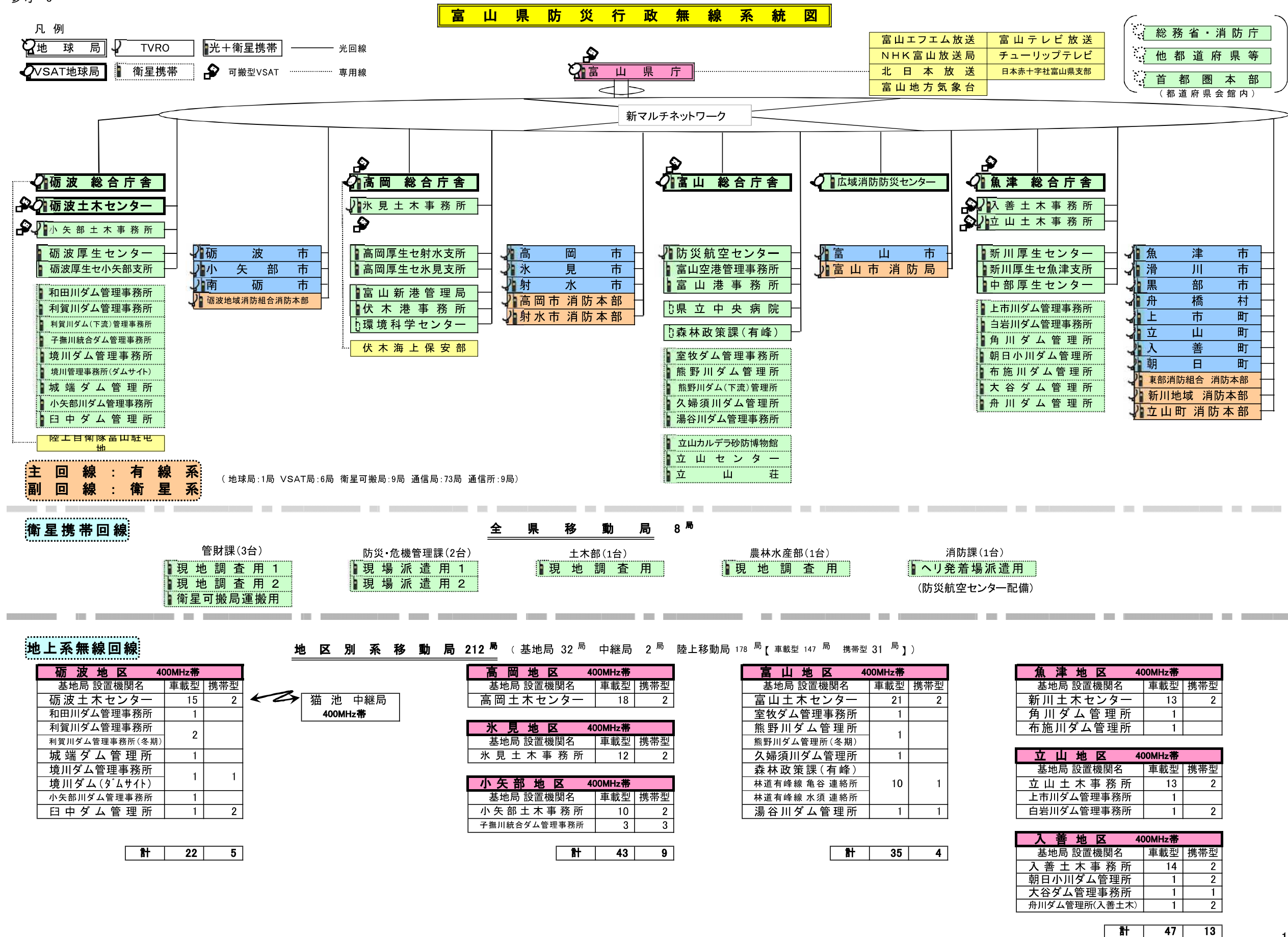
2 農林振興センター

名 称	位 置	所 管 区 域
富山県新川農林振興センター	魚 津 市 黒 部 市	魚津市 滑川市 黒部市 下新川郡
富山県富山農林振興センター	富 山 市	富山市 中新川郡
富山県高岡農林振興センター	高 岡 市	高岡市 氷見市 小矢部市 射水市
富山県砺波農林振興センター	砺 波 市	砺波市 南砺市

参考－2

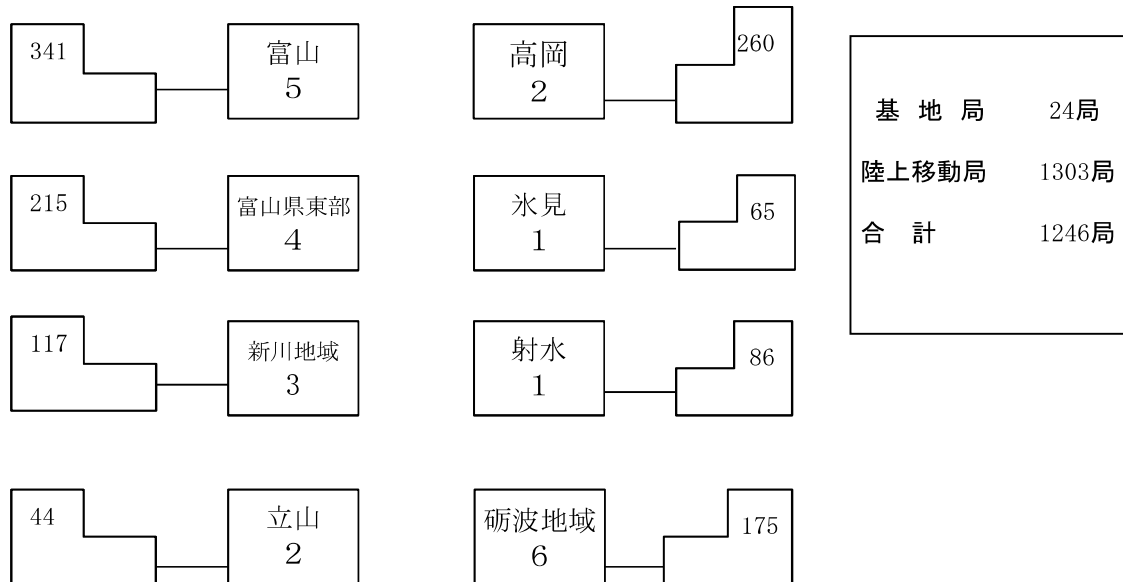
防 災 行 政 用 全国マイクロ回線系統図



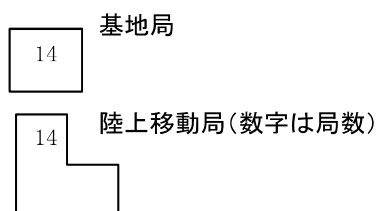


参考－4

消 防 無 線 系 統 図



凡 例



- 注1 市町村名は、各市町村の消防機関を示す。
 注2 局数は、消防団を含むものである。
 注3 令和4年4月1日現在。

富山地方気象台が発表する水防活動に必要な予報・警報

1 気象業務法（第14条の2）に基づく、水防活動の利用に適合する予報、警報の種類

(1) 種類

次表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる警報、注意報をもって代える。

水防活動用	気象警報	大雨特別警報又は大雨警報	水防活動用	気象注意報	大雨注意報
〃	洪水警報	洪水警報又は洪水予報指定河川に対して行う洪水警報	〃	洪水注意報	洪水注意報又は洪水予報指定河川に対して行う洪水注意報
〃	高潮警報	高潮特別警報又は高潮警報	〃	高潮注意報	高潮注意報
〃	津波警報	津波特別警報(大津波警報)又は津波警報	〃	津波注意報	津波注意報

(2) 概要

種 類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。雨がやんでも、重大な土砂災害などの恐れが著しく大きい場合は、発表を継続する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続する。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。雨がやんでも、土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続する。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。
高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3 mを超える場合。大津波警報を特別警報に位置付けている。
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。

2 水防活動に関係するその他の予報、警報の種類と概要

種 類	概 要
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
波浪警報	風浪、うねりなどによって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。波浪の有義波高が4.5m以上になると予想されるときに発表する。
波浪注意報	風浪、うねりなどによって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。波浪の有義波高が2.0m以上になると予想されるときに発表する。
融雪注意報	融雪によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が予想される場合に発表する。発表基準としては、 (1) 積雪地域の日平均気温が12℃以上 (2) 積雪地域の日平均気温が9℃以上かつ日平均風速が5 m/s以上かつ日降水量が20mm以上

(注) 1 警報、注意報は、その種類にかかわらず、新たな警報、注意報が発表されたときに切り替えられたものとし、解除されるまで継続されるものとする。
2 予報、警報に東部、西部等の地域名を附したときの区域は、次のとおりである。

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
東 部	東 部 南	富山市／舟橋村／上市町／立山町
	東 部 北	魚津市／滑川市／黒部市／入善町／朝日町
西 部	西 部 北	高岡市／氷見市／小矢部市／射水市
	西 部 南	砺波市／南砺市

3 気象警報、気象注意報の発表基準について、利用の際には最新の値を確認ください。

気象庁HP（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/ki_jun/toyama.html）

3 津波警報・注意報、津波情報及び津波予報

(1) 津波警報・注意報

種 類	発 表 基 準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3 mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5 m<予想高さ≤10m)		
		5 m (3 m<予想高さ≤5 m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合。	3 m (1 m<予想高さ≤3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 m (0.2m≤予想高さ≤1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

(2) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

種 類	概 要
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表される場合	概 要
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

4 土砂災害警戒情報

	概 要
土砂災害警戒情報	土砂災害警戒情報は、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。富山県と富山地方気象台が共同で発表する。危険な場所からの避難が必要な警戒レベル4に相当する。

- (注) 1 発表単位については、舟橋村を除く全市町を対象とする。ただし、富山市は「富山市平地」、「富山市山間部東」、「富山市山間部西」の3区域に分割して発表する。
- 2 土砂災害警戒情報の解除は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降水状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、富山地方気象台と富山県が協議のうえで解除する。
- 3 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

参考－6

富 山 県 水 防 協 議 会 条 例

(昭和24年10月27日 富山県条例第41号)

最終改正 平成25年富山県条例第51号

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第8条の規定に基づき、水防協議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 水防法第8条第1項の規定に基づき、富山県水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(会長)

第3条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、その指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第4条 委員の定数は、15人以内とする。

2 関係行政機関の職員たる委員の任期は、当該職にある期間としその他の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

3 知事において特別の事由があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ又は解嘱することができる。

(会議)

第5条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

第6条 協議会は、委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 協議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、県職員のうちから知事が命ずる。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(会長への委任)

第8条 前各条に定めるもの及び協議会が自ら定めるものの外協議会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年富山県条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年富山県条例第51号）（抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

参考－７

富 山 県 水 防 協 議 会 委 員 等 名 簿			委員任期 令和9年3月31日まで (令和6年4月1日現在)
区 分	所 属 ・ 職	氏 名	備 考
会 長	富山県知事	新 田 八 朗	
委 員	水防管理団体代表 南砺市長	田 中 幹 夫	(会長職務代理第1順位)
委 員	水防管理団体代表 入善町長	笹 島 春 人	(会長職務代理第2順位)
委 員	消防関係団体代表 富山県消防協会 理事長	渡 辺 守 人	
委 員	消防関係団体代表 富山県女性防火クラブ連絡協議会 会長	寺 崎 い く え	
委 員	赤十字奉仕団富山県支部 委員会委員長	岡 崎 智 子	
委 員	公益社団法人 富山県看護協会 専務理事	吉 田 智 子	
委 員	富山県婦人会	岩 原 陽 子	
委 員	富山県老人福祉施設協議会 特別養護老人ホームにながわ光風苑 施設長	蜷 川 泰 子	
委 員	富山県小学校長会理事	筏 井 朋 美	
委 員	西日本電信電話(株) 富山支店長	東 山 真 也	
委 員	北陸電力(株)執行役員富山支店長	村 杉 真 哉	
委 員	国土交通省北陸地方整備局 河川部長	松 浦 直	
委 員	富山地方気象台長	府 金 勝	
委 員	陸上自衛隊富山駐屯地司令	栗 谷 健 治	
委 員	富山県警察本部長	石 井 敬 千	
幹 事	富山県土木部長	金 谷 英 明	
幹 事	富山県土木部次長	山 下 章 子	
幹 事	富山県危機管理局参事 消防課長	辻 井 秀 幸	
幹 事	富山県危機管理局防災・危機管理課長	熊 本 誠	
幹 事	富山県厚生部参事 厚生企画課長	鷲 本 洋 一	
幹 事	富山県農林水産部農村整備課長	桶 谷 祐 二	
幹 事	富山県土木部建設技術企画課長	石 井 雅	
幹 事	富山県土木部都市計画課長	根 上 幹 雄	
幹 事	富山県企業局参事 電気課長	森 田 智 之	
幹 事	富山県警察本部警備部警備課長	萩 中 正 剛	
幹 事	富山県土木部参事 河川課長	森 田 仁	

参考－８

一 般 県 民 の 協 力 事 項

河川、堤防及び附属工作物の保護等についての一般県民の協力及び努力事項は、次のとおりである。

- １ 護岸水勢測量計及び量水表等の河川の施設物にみだりに触れないこと。
- ２ 堤防の破損を招き、または流水の疎流を妨げるような設備をしないこと。
- ３ 堤防にみだりに杭木を打込み、あるいは植樹をしないこと。
- ４ 堤防上或いは堤外に、廃棄物を投棄しないこと。
- ５ 河川区域或いは河川の工作物に破損を生じたときや、出水時に堤防及び護岸に危険があるときには、速やかに所管の県土木センター・土木事務所に通報すること。
- ６ その他河川及び堤防に害を及ぼすような行為をしないこと。

参考－９

宇奈月ダム操作規則（抜粋）

（洪水警戒体制）

第13条 北陸地方整備局黒部河川事務所長（以下「所長」という。）は、富山地方気象台から富山県東部に降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

２ 所長は、第16条第１項及び第２項の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合、その他細則に定める場合には、洪水警戒体制を執ることができる。

（洪水警戒体制時における措置）

第14条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに、次の各号に掲げる措置を執らなければならない。

（１） 北陸地方整備局、富山地方気象台、関西電力株式会社新愛本制御所（以下「制御所」という。）その他細則に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

（２） ゲート及びゲート操作に必要な機械及び器具の点検及び整備並びに予備電源施設の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置

（ゲート等の名称）

第15条 常用洪水吐ゲートとは、低越流部と高越流部の間にあるゲートをいう。

２ 越流部とは次の各号に掲げる部分をいう。

（１） 洪水期間においては、低越流部及び高越流部

（２） 非洪水期間においては、クレストゲートの頂部及び高越流部

（洪水調節等）

第16条 所長は、洪水期間においては、次の各号に定める方法により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（１） 水位が、制限水位から標高250.0メートルに達するまでの間にあっては、越流部からの自然放流により行うこと。

（２） 水位が、標高250.0メートルから253.0メートルに達するまでの間にあっては、越流部からの自然放流を行うとともに、常用洪水吐ゲートをそれぞれ別表１に掲げる当該水位について定める開度に操作して放流すること。

（３） 水位が、標高253.0メートルを超えたとき以後は、越流部及び常用洪水吐ゲートからの自然放流により行うこと。

（４） 第２号又は第３号による操作の後、流入量が減少しはじめたとき以後は、次に定める方法により放流を行うこと。

イ 第２号の場合にあっては、越流部からの自然放流を行うとともに、流入量が減少しはじめたときの常用洪水吐ゲートの開度で放流し、流入量と放流量が等しくなるときまで放流すること。

ロ 第３号の場合にあっては、最大流入量のときの放流量を、流入量が当該放流量に等しくなるまで放流すること。

（５） 前号の方法による操作の後、流入量が増加しはじめた以後は、次に定める方法により放流を行うこと。

イ 前号イの場合にあっては、第２号に規定する方法により放流を行うこと。

ロ 前号ロの場合にあっては、越流部からの自然放流を行うとともに、流入量が増加しはじめたときの常用洪水吐ゲートの開度で放流すること。

（６） 前号の方法による操作の後、流入量が減少しはじめたとき以後は、前号イ又はロの場合にあっては、第４号イ又はロの方法により放流を行うこと。

（７） 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、水位が制限水位に下がるまでの間に、流入量がふたたび増加しはじめたとき以後は、次に定める方法により放流を行うこと。

イ 水位が制限水位から標高250.0メートルまでの間にあり、第１号の方法による操作の途中で次条の規定に移行した場合にあっては、第１号に規定する方法により放流を行うこと。また、水位が制限水位から標高250.0メートルまでの間にあり、第１号以外の方法による操作の途中で、次条の規定に移行した場合にあっては、越流部からの自然放流を行うとともに、流入量が増加しはじめたときの常用洪水吐ゲートの開度で放流し、水位が標高250.0メートルを超えたとき以後は、次のロに規定する方法により放流を行うこと。

ロ 水位が標高250.0メートルから標高253.0メートルまでの間にあっては、越流部からの自然放流を行うとともに、流入量が増加しはじめたときの常用洪水吐ゲートの開度で放流し、当該開度が別表１に定める開度にあっては、水位が同表に定める当該開度における水位に達したとき以後、又は当該開度が別表１に定める以外の開度にあっては、水位が同表に定める当該開度より大きい直近の開度における水位に達したとき以後は、常用洪水吐ゲートをそれぞれ当該水位について定める開度に操作して放流し、水位が標高253.0メートルを超えたとき以後は、第３号に規定する方法により放流を行うこと。

ハ 水位が標高253.0メートルを超えているときは、越流部からの自然放流を行うとともに、流入量が増加しはじめ

たときの常用洪水吐ゲートの開度で放流すること。

- (8) 放流量が毎秒6,200立方メートルに達したとき以後は、流入量が毎秒6,200立方メートルに等しくなるまで、毎秒6,200立方メートルの水量を放流すること。

- 2 所長は、非洪水期において水位が常時満水位を超える場合にあっては、越流部からの自然放流により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(洪水調節等の後における水位の低下)

- 第17条** 所長は、降水期間において、前条第1項本文の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が制限水位を超えているときは、すみやかに水位を制限水位に低下させるため、降水調節を行った後にあっては、前条第1項本文に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。洪水に達しない流水の調節を行った後にあっては、越流部からの自然放流により、水位を制限水位に低下させるものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合には、洪水調節を行った後にあっては、下流に支障を与えない程度の流量、洪水に達しない流水の調節の後において、毎秒650立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

- 2 所長は、非洪水期において、前条第2項の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水に調節を行った後において、越流部からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合には、洪水調節を行った後にあっては、下流に支障を与えない程度の流量、洪水に達しない流水の調節を行った後にあっては、毎秒650立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

- 第18条** 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合は、これを解除しなければならない。

室 牧 ダ ム 操 作 規 則 (抜粋)

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

- 第15条** 室牧ダム管理事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号の1に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 富山地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- (2) その他の洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

- 第16条** 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

- (1) 富山県土木部河川課、富山地方気象台、室牧発電所(以下「発電所」という。)その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予想すること。
- (3) 洪水調節計画をたてるとともに、非洪水期間にあっては予備放流水位を定めること。
- (4) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検その他ダムの操作に関し、必要な措置をとること。

(予備放流)

- 第17条** 所長は、非洪水期間において次条の規定により洪水調節を行なう必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第3号の規定により定めた予備放流水位を超えているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

- 第18条** 所長は、次の各号に定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、所長は気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 流入量が毎秒100立方メートルから毎秒595立方メートルまでの間にあって増加し続けているときは、毎秒{(流入量-100)×0.33+100}立方メートルを放流すること。
- (2) 前号の方法による操作の後、流入量が減少しはじめた時以後は、毎秒{(前号の方法による操作中における最大流入量-100)×0.33+100}立方メートルの水量を、流入量が当該水量に等しくなるとき又は流入量が前号の方法による操作中における最大流入量と等しくなるときまで放流すること。
- (3) 前号の方法による操作の後、流入量が第1号の方法による操作中における最大流入量を超えたとき以後は、第1号から第2号に規定する方法により放流すること。

- (4) 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、放流量が毎秒100立方メートルを下回るまでの間に流入量がふたたび増加した場合で、流入量が放流量と等しくなったとき以後は、流入量が毎秒 $\{(当該放流量-100) \times 1/0.33 + 100\}$ 立方メートルに等しくなるときまで、当該放流量に相当する水量を放流すること。
- (5) 流入量が、前号に規定する毎秒 $\{(当該放流量-100) \times 1/0.33 + 100\}$ 立方メートルを超えたとき以後は、第1号から第4号に定める方法により放流すること。
- (6) 流入量が毎秒595立方メートルを超えたとき以後は、流入量が毎秒265立方メートルに等しくなるときまで、毎秒265立方メートルの水量を放流すること。

(洪水調節後における水位の低下)

第19条 所長は、洪水期間においては、前条の規定により洪水調節を行なった後において水位が制限水位をこえているときは、すみやかに、水位を制限水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行なわなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第20条 所長は気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行なうことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第21条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認められる場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第22条 所長は、非洪水期間にあつては気象、水象その他の状況により、予備放流水位を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めなければならない。

上 市 川 ダ ム 操 作 規 則 (抜粋)

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第13条 上市川ダム管理事務所長(以下「所長」という。)は、富山地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

2 所長は、第16条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合その他必要があると認める場合は、洪水警戒体制をとることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第14条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとつたときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 富山県土木部河川課、富山地方気象台その他の関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) ゲート及びバルブ(以下「ゲート等」という。)並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検、その他ダムの操作に関し必要な措置

(洪水調節)

第15条 所長は、洪水期間においては、流入量が毎秒170立方メートルに達した後は、コンジットゲートの開度を全開し、クレストゲートの開度を2.5メートルの一定開度に保つ方法により、洪水調節を行わなければならない。ただし、水位が第8条に規定する制限水位より著しく下にある場合又は標高195.4メートル以上にある場合で、気象、水象その他の状況により特に必要があると認められるときは、この限りでない。

(洪水に達しない流水の調節)

第16条 所長は、洪水期間において、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合は、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第17条 所長は、第15条の規定により洪水調節を行つた後又は前条の規定により洪水に達しない流水の調節を行つた後において、水位が制限水位を超えているときは、速やかに水位を制限水位に低下させるため、洪水調節を行つた後においては第15条に定める方法により、洪水に達しない流水の調節を行つた後においては毎秒170立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認められる場合は、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第18条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合は、これを解除しなければならない。

上 市 川 第 二 ダ ム 操 作 規 則 (抜粋)

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第13条 上市川ダム管理事務所長(以下「所長」という。)は、富山地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

2 所長は、第15条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合その他必要があると認める場合は、洪水警戒体制をとることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第14条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとつたときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 富山県土木部河川課、富山地方気象台その他の関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

(2) その他洪水調節を行うために必要な措置

(洪水調節等)

第15条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(1) 洪水期間 水位が制限水位を超える場合は下部常用洪水吐き、水位が常時満水位を超える場合は下部常用洪水吐き及び上部常用洪水吐き

(2) 非洪水期間 水位が常時満水位を超える場合は、上部常用洪水吐き

(洪水調節等の後における水位の低下)

第16条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行つた後においては、前条の規定による常用洪水吐きからの自然放流により、水位を、洪水期間にあつては制限水位、非洪水期間にあつては常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第17条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合は、これを解除しなければならない。

和 田 川 ダ ム 操 作 規 則 (抜粋)

第4章 洪水調整等

(洪水警戒体制)

第17条 和田川ダム管理事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制を執らなければならない。

(1) 富山地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられとき。

(2) その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第18条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執つたときは、ただちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

(1) 土木部河川課、高岡土木センター、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所、企業局発電制御所、射水平野土地改良区中央管理所、その他関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

(2) 和田川に係る最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及びその流入量の時間的变化を予測すること。

(3) 洪水調節計画をたて、予備放流水位を定めること。

(4) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検、その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第 19 条 所長は、次条の規定により洪水調節を行なう必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第 3 号により定めた予備放流水位を超えているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第 20 条 所長は、次の各号に定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

- (1) 和田川からの流入量が毎秒 60 立方メートルから毎秒 185 立方メートルまでの間にあって増加し続けているときは、毎秒 $\{(\text{流入量}-60) \times 0.48+60\}$ 立方メートルの水量を極力放流すること。
- (2) 前号の方法による操作の後、流入量が減少し始めたとき以降は、毎秒 $\{(\text{前号の方法による操作中における最大流入量}-60) \times 0.48+60\}$ 立方メートルの水量を、流入量が当該水量に等しくなるとき又は、流入量が前号の方法による操作中における最大流入量と等しくなるときまで極力放流すること。
- (3) 前号の方法による操作の後、流入量が第 1 号の方法による操作中における最大流入量を超えたとき以降は、1 号から 2 号に規定する方法により放流すること。
- (4) 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、放流量が毎秒 60 立方メートルを下回るまでの間に流入量が再び増加し、流入量が放流量と等しくなったとき以降は、流入量が毎秒 $\{(\text{当該放流量}-60) \times 1/0.48+60\}$ 立方メートルに等しくなるときまで、当該放流量に相当する水量を放流すること。
- (5) 流入量が、前号に規定する毎秒 $\{(\text{当該放流量}-60) \times 1/0.48+60\}$ 立方メートルを超えたとき以降は、1 号から 4 号に定める方法により放流すること。
- (6) 流入量が毎秒 185 立方メートルを超えたとき以降は、流入量が毎秒 120 立方メートルに等しくなるときまで、毎秒 120 立方メートルの水量を放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第 21 条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後、又は、次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期間にあっては制限水位、非洪水期間にあっては常時満水位を超えているときは、すみやかに、水位を制限水位又は常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第 22 条 所長は、気象、水象、その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行なうことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第 23 条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。
(水位の上昇)

第 24 条 所長は、気象、水象その他の状況により、予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めなければならない。

利 賀 川 ダ ム 操 作 規 則 (抜粋)

第 4 章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第 13 条 利賀川ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当する場合にあっては、洪水警戒体制を執らなければならない。

- (1) 富山地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- (2) その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第 14 条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

- (1) 富山県土木部河川課、富山県砺波土木センター、北陸地方整備局富山河川国道事務所、富山地方気象台、関西電力㈱千束ダム管理所、関西電力㈱北陸水力制御所（以下「水力制御所」という。）その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

- (2) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。
- (3) 非洪水期間については、洪水調節計画をたて、予備放流計画を定めること。
- (4) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検その他ダム操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第15条 所長は、次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において、水位が予備放流水位を超えているときは水位を洪水期間にあっては、当該予備放流水位に、非洪水期間にあっては前条第3号の予備放流計画に基づき、当該予備放流水位を限度として低下させるため、あらかじめダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第16条 所長は、次の各号の定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認められる場合においては、これによらないことができる。

- (1) 流入量が毎秒 60 立方メートルから毎秒 330 立方メートルまでの間にあって増加し続けているときは、毎秒 $\{(\text{流入量}-60) \times 0.52 + 60\}$ 立方メートルを限度として、放流すること。
- (2) 前号の方法による操作の後、流入量が減少しはじめたとき以後は、毎秒 $\{(\text{前号の方法による操作中における最大流入量}-60) \times 0.52 + 60\}$ 立方メートルを限度として、流入量が当該放流量に等しくなるまで放流すること。
- (3) 前号の方法による操作の後、流入量が第1号の方法による操作中における最大流入量を超えたとき以後は、第1号から第2号に規定する方法により放流すること。
- (4) 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、放流量が毎秒 60 立方メートルを下回るまでの間に流入量がふたたび増加した場合で、流入量が放流量と等しくなったとき以後は、流入量が毎秒 $\{(\text{当該放流量}-60) \times 1 / 0.52 + 60\}$ 立方メートルに等しくなるときまで、当該放流量に相当する水量を放流すること。
- (5) 流入量が前号に規定する毎秒 $\{(\text{当該放流量}-60) \times 1 / 0.52 + 60\}$ 立方メートルを超えたとき以後は、第1号から前号までの規定を準用して放流すること。
- (6) 流入量が毎秒 330 立方メートルを超えたとき以後は、流入量が毎秒 200 立方メートルに等しくなるときまで、毎秒 200 立方メートルの水量を放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第17条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は、次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期間にあっては制限水位、非洪水期間にあっては常時満水位をこえているときは、すみやかに、水位を制限水位又は常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度としてダムから放流を行わなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第18条 所長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第19条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第20条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するように努めなければならない。

白 岩 川 ダ ム 操 作 規 則 (抜粋)

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第12条 白岩川ダム管理事務所長(以下「所長」という。)は、富山地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

2 所長は第16条の規定により洪水に達しない流水の調節を行なおうとする場合は、洪水警戒体制を執ることが出来る。

(洪水警戒体制時における措置)

第13条 所長は前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 富山県土木部河川課、立山土木事務所、富山地方気象台及びその他の細目で定める関係機関と連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) ゲート並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検及び、その他ダムの操作に関し必要な措置。

(洪水調節)

第14条 所長は、次の各号に定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象、その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 流入量が毎秒30立方メートルから毎秒340立方メートルの間にあって増加し続けているときは、毎秒 $\{(\text{流入量}-30) \times 0.677 + 30\}$ 立方メートルの水量を放流すること。
 - (2) 前号の放流による操作の後、流入量が減少しはじめた時以後は、毎秒 $\{(\text{前号の方法による操作中における最大流入量}-30) \times 0.677 + 30\}$ 立方メートルの水量を流入量が当該量に等しくなるとき又は、流入量が前号の方法により操作中における最大流入量と等しくなるまで放流すること。
 - (3) 前号の方法による操作の後、流入量が第一号の方法による操作中における最大流入量を超えたとき以後は、第一号から第二号に規定する方法により放流すること。
 - (4) 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において放流量が毎秒30立方メートルを下回るまでの間に流入量が再び増加した場合で流入量が放流量と等しくなったとき以後は流入量が毎秒 $\{(\text{当該放流量}-30) \times 0.677 + 30\}$ 立方メートルに等しくなるときまで、当該放流量に相当する水量の流水を放流すること。
 - (5) 流入量が前号に規定する毎秒 $\{(\text{当該放流量}-30) \times 0.677 + 30\}$ 立方メートルを超えたとき以後は第1から第4号に定める方法により放流すること。
 - (6) 流入量が毎秒340立方メートルを超えたとき以後は、流入量が毎秒240立方メートルに等しくなるときまで、毎秒240立方メートルに等しくなるときまで、毎秒240立方メートルの水量を放流すること。
- (洪水調節等の後における水位の低下)

第15条 所長は前条の規定により洪水調節を行った後、又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が常時満水位を超えているときは、速やかに水位を常時満水位に低下させるため、洪水調節を行った後にあっては前条第1項本文に定める方法による操作中における放流量のうち最大放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後にあっては、毎秒30立方メートルの水量を限度としてダムから放流を、行わなければならない。ただし、気象、水象、その他の状況により特に必要があると認める場合には、下流に支障を与えない程度の水量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第16条 所長は気象、水象、その他の状況により必要があると認める場合には洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第17条 所長は洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

子撫川ダム操作規則（抜粋）

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第12条 子撫川ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 富山地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- (2) その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第13条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

- (1) 富山県土木部河川課、高岡土木センター小矢部土木事務所、国土交通省富山河川国道事務所、富山地方気象台その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- (2) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。
- (3) 洪水調整計画をたてること。
- (4) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(洪水調節)

第14条 所長は、次の各号の定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、所長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

- (1) 流入量が毎秒40立方メートルに達した後最大に達するまでは、毎秒 $\{(\text{流入量}-40) \times 0.37 + 40\}$ 立方メートルを

限度として放流すること。

(2) 流入量が最大に達した後は、毎秒 $\{(最大流入量 - 40) \times 0.37 + 40\}$ 立方メートルを限度として流入量が当該放流量に等しくなるまで放流すること。

(3) 次条の規定によりダムから放流を行なっている場合において流入量が毎秒40立方メートルを下らず、かつ、水位が常時満水位に低下するまでの間に流入量がふたたび増加したときは、流入量が次条の規定による放流量と等しくなったときから毎秒 $\{(当該等しくなったときの放流量 - 40) \times 1 / 0.37 + 40\}$ 立方メートルに等しくなるまで、当該等しくなったときの放流量に等しい流水を放流すること。

(4) 流入量が前号に規定する毎秒 $\{(当該等しくなったときの放流量 - 40) \times 1 / 0.37 + 40\}$ 立方メートルに等しくなったときから以降は、第1号から前号までの規定を準用して放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第15条 所長は、前条の規定により洪水調節を行なった後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調整を行なった後において、水位が、常時満水位をこえているときは、すみやかに、水位を常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行なわなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第16条 所長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行なうことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第17条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

境川ダム操作規則（抜粋）

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第14条 境川ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、洪水が予想されるときは、境川ダム操作細則（以下「細則」という。）で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第15条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 富山県土木部河川課、砺波土木センターその他の細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

(2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに關し必要な措置。

(洪水調節等)

第16条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合は、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第17条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第18条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

角川ダム操作規則（抜粋）

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第11条 新川土木センター所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 富山地方気象台から降雨に関する注意報又は、警報が発せられたとき。
- (2) その他洪水が予想されるとき。

（洪水警戒体制時における措置）

第12条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

- (1) 富山県土木部河川課、富山地方気象台その他の関係機関との連絡並びに気象及び水位に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- (2) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。

（洪水調節等）

第13条 所長は、水位が常時満水位を越える場合は、放流管からの自然放流により、洪水及び洪水に達しない流水の調節を行なうものとする。

（洪水警戒体制の解除）

第14条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

布 施 川 ダ ム 操 作 規 則 （抜粋）

第4章 洪水調節等

（洪水警戒体制）

第13条 新川土木センター所長（以下「所長」という。）は、洪水が予想されるときは、布施川ダム操作細則（以下「細則」という。）で定めるところにより洪水警戒体制をとらなければならない。

（洪水警戒体制時における措置）

第14条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

- (1) 富山県土木部河川課、その他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) その他洪水調節を行うに関し必要な措置をとること。

（洪水調節等）

第15条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位（制限水位）を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第16条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位（制限水位）に低下させるものとする。

（洪水警戒体制の解除）

第17条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

朝 日 小 川 ダ ム 操 作 規 則 （抜粋）

第4章 洪水調節等

（洪水警戒体制）

第11条 新川土木センター入善土木事務所長（以下「所長」という。）は、洪水が予想されるときは、細則で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

（洪水警戒体制時における措置）

第12条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 富山県土木部河川課、その他の細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) その他洪水調節を行うに関し必要な措置。

(洪水調節等)

第13条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第14条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認められる場合には、これを解除しなければならない。

大 谷 ダ ム 操 作 規 則 (抜粋)

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第13条 新川土木センター入善土木事務所長(以下「所長」という。)は、洪水が予想されるときは、大谷ダム操作細則(以下「細則」という。)で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第14条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 富山県土木部河川課、その他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) その他洪水調節を行うに関し必要な措置。

(洪水調節等)

第15条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

- (1) 非降雪期間 水位が制限水位を超える場合は常用洪水吐き、水位が常時満水位を超える場合は常用洪水吐き及び常用洪水吐き(横越流)。
- (2) 降雪期間 水位が常時満水位を超える場合は常用洪水吐き(横越流)。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第16条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、前項の規定による常用洪水吐きからの自然放流により、水位を非降雪期間にあっては制限水位、降雪期間にあっては常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第17条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

舟 川 ダ ム 操 作 規 則 (抜粋)

(洪水警戒体制)

第11条 新川土木センター入善土木事務所長(以下「所長」という。)は、洪水が予想されるときは、舟川ダム操作細則(以下「細則」という。)で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第12条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 富山県土木部河川課、その他の細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) その他洪水調節を行うに関し必要な措置。

(洪水調節等)

第13条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を越える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第14条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

熊 野 川 ダ ム 操 作 規 則 (抜粋)

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第12条 富山土木センター所長(以下「所長」という。)は、洪水が予想されるときは、細則で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第13条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 富山県土木部河川課、富山地方気象台その他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置。

(洪水調節等)

第14条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位をこえる場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第15条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第16条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

久 婦 須 川 ダ ム 操 作 規 則 (抜粋)

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第14条 富山土木センター所長(以下「所長」という。)は、次の各号の一に該当する時は洪水警戒体制を執らなければならない。

- (1) 富山地方気象台からダムに係る直接集水区域を含む予報区を対象として降雨に関する警報が発令されたとき。
- (2) その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第15条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに次の各号に定める措置を執らなければならない。

- (1) 細則で定める関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転、その他ダムの操作に関し必要な措置を執ること。

(洪水調節等)

第16条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

- (1) 洪水期 水位が制限水位を超える場合は、洪水期常用洪水吐き及び非洪水期常用洪水吐き。
- (2) 非洪水期 水位が常時満水位を超える場合は、非洪水期常用洪水吐き。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第17条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、非洪水期にあつては常時満水位、洪水期にあつては制限水位に常用洪水吐きからの自然放流により水位を低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第18条 所長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

城 端 ダ ム 操 作 規 則 （抜粋）

第4章 洪水調節等

（洪水警戒体制）

第12条 砺波土木センター所長（以下「所長」という。）は、洪水が予想されるときは、城端ダム操作細則（以下「細則」という。）で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

（洪水警戒体制時における措置）

第13条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次の各号に掲げる措置を執らなければならない。

(1) 富山県土木部河川課、その他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

(2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置をとること。

（洪水調節等）

第14条 洪水調節等は、水位が常時満水位（制限水位）を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第15条 前条の規定により洪水調節等を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位（制限水位）に低下させるものとする。

（洪水警戒体制の解除）

第16条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認められる場合には、これを解除しなければならない。

ダ ム ・ 水 門 等 一 覧 表

1 ダム（高さ15.0m以上）

水 系	河川名	ダ ム	管理者 (操作担当者)	型 式	流域面積 (k m ²)	高 さ (m)	有効貯水量 (m ³)	満 水 位 (m)	低 水 位 (m)	最大取水量 (m ³ /s)	計画高水流量 (m ³ /s)	洪水吐ゲートの種類・規模・数
黒部川	黒部川	黒部ダム	関西電力㈱	アーチ式	202.85	186.0	148,843,000	1,448.00	1,388.00	72.000	1,260	
黒部川	黒部川	仙人谷ダム	関西電力㈱	重力式	284.09	47.5	246,000	851.00	846.00	36.310	1,280	鋼製シェル構造ローラーゲート 6.00×21.00 2門
黒部川	黒部川	小屋平ダム	関西電力㈱	重力式	417.43	54.5	505,000	529.40	524.40	47.200	1,750	鋼製シェル構造ローラーゲート 6.50×28.50 2門
黒部川	黒部川	出し平ダム	関西電力㈱	重力式	461.18	76.7	1,657,000	343.00	325.00	114.490	6,200	ラジアルゲート 18.75×10.70 3門
黒部川	黒部川	宇奈月ダム	国土交通省	重力式	617.50	97.0	12,700,000	245.00	220.00	70.000	6,900	摺動式高压ラジアルゲート 5.00×8.22 2門
黒部川	黒薙川	北又ダム	北陸電力㈱	重力式	39.95	35.0	230,000	674.00	667.00	13.020	930	ローラーゲート 7.53×11.0 2門
小川	小川	朝日小川ダム	富山県	重力式	28.30	84.0	3,580,000	243.00	224.00	19.000	430	
小川	舟川	舟川ダム	富山県	重力式	3.44	49.8	360,000	295.30	290.90	0.247	45	
黒瀬川	大谷川	大谷ダム	富山県	ゾーン型フィル	1.50	29.5	200,000	150.50	143.10	0.030	38	
片貝川	布施川	布施川ダム	富山県	ロックフィル	13.00	58.5	1,000,000	287.00	271.80	0.729	230	ローラーゲート 4.0×2.8 1門
角川	角川	角川ダム	富山県	ロックフィル	16.20	58.5	1,150,000	133.50	120.25	－	180	
上市川	上市川	上市川ダム	富山県	重力式	44.70	64.0	3,500,000	198.80	176.00	8.000	460	ラジアルゲート 4.40×4.40 1門 5.60×6.00 2門
上市川	上市川	上市川第二ダム	富山県	ロックフィル	38.70	67.0	4,700,000	285.40	269.90	6.000	550	ローラーゲート 4.50×6.00 2門
白岩川	白岩川	白岩川ダム	富山県	複合式	24.00	50.0	1,700,000	137.50	123.80	0.100	340	ローラーゲート 2段 5.5×14.2 1門
常願寺川	和田川	有峰ダム	北陸電力㈱	重力式	49.93	140.0	205,000,000	1,088.00	1,015.00	119.170	380	ラジアルゲート 7.62×7.00 2門
常願寺川	和田川	新中地山ダム	北陸電力㈱	重力式	79.63	35.0	78,000	604.00	599.00	33.000	465	ローラーゲート 4.00×6.00 4門
常願寺川	小口川	祐延ダム	北陸電力㈱	重力式	6.78	45.5	8,399,000	1,399.65	1,372.00	2.780	46	
常願寺川	小口川	小俣ダム	北陸電力㈱	重力式	36.60	37.0	600,000	330.30	319.00	30.000	235	ローラーゲート 4.50×7.00 2門
常願寺川	小口川	小口川ダム	北陸電力㈱	重力式	31.10	72.0	1,500,000	437.00	419.00	26.000	780	ラジアルゲート 9.85×5.40 2門 4.23×3.40 1門
神通川	神通川	神一ダム	北陸電力㈱	重力式	1,960.00	45.0	3,494,000	182.00	177.00	250.000	5,800	ラジアルゲート 12.35×9.20 9門
神通川	神通川	神二ダム	北陸電力㈱	重力式	2,060.00	40.0	3,227,000	116.80	112.50	172.000	6,100	ラジアルゲート 12.35×9.20 9門
神通川	神通川	神三ダム	北陸電力㈱	重力式	2,063.00	15.5	821,000	86.00	82.50	162.310	6,100	ローラーゲート 7.30×18.00 6門 8.30×13.00 2門
神通川	大長谷川	中山ダム	富山県	重力式	65.20	24.0	69,000	350.50	346.50	14.000	735	ラジアルゲート 8.50×7.00 2門
神通川	百瀬川	菅沼ダム	富山県	重力式	43.10	22.0	333,000	592.00	586.00	5.500	440	ラジアルゲート 6.00×7.50 2門
神通川	山田川	若土ダム	富山県	アーチ式	62.60	26.0	207,000	186.50	179.00	4.000	380	
神通川	室牧川	室牧ダム	富山県	アーチ式	85.20	80.5	13,500,000	259.00	227.00	23.000	595	ローラーゲート 4.60×12.0 2門 2.88×4.11 2門
神通川	室牧川	八尾ダム	富山県	重力式	92.40	21.0	211,000	140.50	134.50	19.000	970	ローラーゲート 11.00×6.10 2門
神通川	熊野川	熊野川ダム	富山県	重力式	39.80	89.0	7,600,000	326.00	286.50	6.000	540	
神通川	久婦須川	久婦須川ダム	富山県	重力式	58.70	95.0	6,900,000	344.00	321.00	7.000	500	
神通川	湯谷川	湯谷川ダム	富山県	ロックフィル	4.20	63.7	1,400,000	255.50	233.00	0.526	200	
庄川	庄川	成出ダム	関西電力㈱	重力式	723.00	53.2	3,186,000	391.60	385.50	209.600	2,964	ラジアルゲート 8.60×8.10 8門
庄川	庄川	赤尾ダム	関西電力㈱	重力式	778.10	29.2	749,000	336.70	332.70	220.000	4,300	ローラーゲート 9.60×13.70 5門
庄川	庄川	小原ダム	関西電力㈱	重力式	814.50	52.0	5,099,000	318.60	310.40	240.400	3,339	ラジアルゲート 8.60×8.70 8門

水 系	河川名	ダ ム	管理者 (操作担当者)	型 式	流域面積 (k m^2)	高 さ (m)	有効貯水量 (m^3)	満 水 位 (m)	低 水 位 (m)	最大取水量 (m^3/s)	計画高水流量 (m^3/s)	洪水吐ゲートの種類・規模・数
庄川	庄川	祖山ダム	関西電力㈱	重力式	929.40	73.2	9,205,000	248.30	241.20	213.700	3,200	ラジアルゲート 7.60×7.60 12門
庄川	庄川	小牧ダム	関西電力㈱	重力式	1,100.00	79.2	18,858,000	179.83	164.59	138.740	3,619	ラジアルゲート 7.62×6.40 17門
庄川	庄川	庄川合口ダム	富山県 (関西電力㈱)	重力式	1,113.00	18.5	405,000	105.70	102.37	134.520	3,680	ラジアルゲート 6.63×7.58 10門
庄川	利賀川	利賀ダム	関西電力㈱	重力式	92.30	31.0	923,000	391.00	377.88	9.700	554	ラジアルゲート 8.00×6.50 2門
庄川	利賀川	千束ダム	関西電力㈱	重力式	66.20	23.5	132,000	614.00	610.30	11.000	640	ラジアルゲート 10.20×10.50 1門
庄川	利賀川	利賀川ダム	富山県	重力式	38.00	37.0	1,350,000	895.50	887.00	7.000	330	ラジアルゲート 10.04×8.0 1門
庄川	和田川	和田川ダム	富山県	重力式	34.00	21.0	1,900,000	44.10	38.00	54.660	185	ラジアルゲート 6.50×8.00 1門
庄川	境川	境川ダム	富山県	重力式	37.70	115.0	56,100,000	573.60	512.00	17.850	570	
小矢部川	小矢部川	刀利ダム	富山県	アーチ式	45.90	101.0	23,400,000	354.50	321.50	16.000	435	ローラーゲート 2.90×8.20 6門
小矢部川	小矢部川	太美ダム	富山県	重力式	48.20	30.5	238,000	260.00	254.00	11.000	457	ラジアルゲート 7.50×7.50 2門
小矢部川	子撫川	子撫川ダム	富山県	ロックフィル	31.80	45.0	6,000,000	107.00	84.30	0.770	390	ラジアルゲート 7.00×10.95 2門
小矢部川	子撫川	五位ダム	富山県	ゾーン型フィル	13.80	57.0	8,100,000	187.60	161.00	3.433	530	
小矢部川	打尾川	臼中ダム	富山県	ロックフィル	13.50	68.9	6,070,000	(339.00) 335.40	309.50	2.160	249	
小矢部川	山田川	城端ダム	富山県	重力式	10.80	59.0	2,400,000	268.50	246.00	2.000	125	

2 水門・閘門（高さ15.0m未満）

水 系	河川名	水門・閘門	管理者（操作担当者）	型 式	流域面積 (k m^2)	高 さ (m)	満 水 位 (m)	低 水 位 (m)	最大取水量 (m^3/s)	計画高水流量 (m^3/s)	洪水吐ゲートの種類・規模・数
黒部川	黒部川	愛本えん堤	富山県（北陸電力㈱）	フローティング	663.21	7.076	131.17	－	77.840	6,000	ローラーゲート 3.00×37.00 - 1 3.50×37.00 - 1
富岩運河		牛島ゲート	富山県（富山港事務所）								ローラーゲート 3.60×4.71
富岩運河		中島閘門	富山県（富山港事務所）								マイターゲート 上流側 2.995×5.253 - 2 下流側 5.765×5.339 - 2
小川	小川	小川頭首工	富山県（朝日町土改）	フローティング	45.60	4.70	118.60	116.30	3.442	640	ローラーゲート 2.30×5.00 - 2
片貝川	片貝川	黒谷頭首工	富山県（北陸電力㈱）	フローティング	92.70	5.50	202.80	－	14.409	1,100	ローラーゲート 2.90×2.00 - 1 2.00×22.00 - 1
片貝川	布施川	笠破頭首工	富山県(黒部川左岸土改)	フローティング	29.85	3.15	108.50	－	2.450	－	ローラーゲート 3.00×1.65 - 1
早月川	早月川	養輪頭首工	農林水産省（早月川沿岸土改）	フローティング	130.80	6.20	205.30	204.00	15.640	2,200	ローラーゲート 25.0×2.8 - 2
上市川	郷川	郷川頭首工	下条用水土改	フローティング	31.00	2.50	14.60	13.00	2.942	167	ローラーゲート 転倒ゲート 2.5×2.27 - 1 13.97×1.5 - 1 8.30×1.5 - 1
上市川	上市川	釈泉寺頭首工	富山県（上市川沿岸土改）	重力式	50.00	3.00	125.60	120.50	6.189	320	ローラーゲート 3.0×3.2 - 2
白岩川	白岩川	上条頭首工	富山県（上条用水土改）	フローティング	80.00	2.00	17.80	15.50	2.178	580	ローラーゲート 転倒ゲート 5.0×2.0 - 1 25.0×1.5 - 1
神通川	室牧川	高熊頭首工	富山県（保内土改）	フローティング	96.00	2.50	88.40	86.30	2.834	590	ローラーゲート 3.0×2.0 - 1
神通川	合場川	合場川取水口	富山県（牛ヶ首用水土改）	フローティング	9.00	1.37	19.11	18.38	16.570	95	ローラーゲート 17.0×1.37 - 1 2.80×1.37 - 1
神通川	井田川	合口頭首工	富山県（井田川水系土改）	フローティング	251.00	1.50	46.79	44.79	2.346	1,380	ローラーゲート 転倒ゲート 5.50×2.30 - 1 40.1×1.5 - 2 39.02×1.5 - 1
庄川	和田川	十一ヶ用水堰	農林水産省（射水平野土改）	フローティング	44.80	5.30	12.63	9.34	11.380	1,850	ローラーゲート 5.40×11.00
小矢部川	小矢部川	第三頭首工	富山県（小矢部川上流用水土改）	フローティング	127.00	1.30	60.60	58.40	2.410	600	ローラーゲート 転倒ゲート 5.0×1.4 - 1 15.0×0.9 - 2
小矢部川	小矢部川	小矢部大堰	国土交通省（国土交通省）	フローティング	423.00	1.70	45.50	43.30	5.221	1,300	ローラーゲート 4.1×1.7 - 6 8.2×1.7 - 5
小矢部川	小矢部川	五位庄頭首工	富山県（福岡町土改）	フローティング	467.00	2.50	23.40	20.35	5.810	1,800	ローラーゲート 26.5×1.5 - 2 8.0×3.0 - 1 30.0×1.8 - 2
小矢部川	小矢部川	三日市頭首工	高岡市土改	フローティング	497.00	2.20	12.90	10.40	5.580	1,800	ローラーゲート 2.20×38.00 - 2